

2017年ジュネーブ大会用の議事規則第4次案

改訂 2017年10月31日

1. 大会の構成と任務

1.1. 大会の構成は次の通りである。:

- a) 規約第6条5項および6項に定めるように、加盟費納入人員のいる加盟組合を代表して投票権を有する代議員。代議員数と投票権は、前回の大会以降または（前回の大会以降に加盟した組合については）PSI加盟以降支払われてきた加盟費の人数分の平均値に基づいて計算される。
- b) PSI会長と書記長
- c) 規約附則4「大会における代表権」b)とc)に定められた加盟組合からのオブザーバー、および世界執行委員会が招待する非加盟組合からのオブザーバー
- d) アフリカ地域、アジア太平洋地域および米州地域の各地域から各2名の副会長と欧州地域のEPSU会長および書記長

1.1.1 次の個人も大会に参加することができる

- a) 会長の招待による、大会で演説するかもしれない来賓
- b) 通訳および大会の議事運営に必要なその他の人員を含む大会事務局
- c) 大会議題に盛り込まれた特定のセッションだけに参加を求められている個人

1.2 PSI会長は大会の議長をつとめ、大会開会時に選出される1名もしくはそれ以上の副議長によって補佐される。副議長は、会長の裁量により、また会長選挙時に会長を代行する。

1.3 PSI書記長が大会事務局長となり、事務局のメンバーならびに大会の運営に必要なその他の人物を任命する。

1.4 代議員が発言権を有する場合に、団長はオブザーバー資格を有する同一代表団のメンバーにその権利を与えてもよい。

2. 大会議事日程

2.1. 世界執行委員会は議事運営委員会を任命し、その構成は各公用語圏から各1名、ヨーロッパ、アジア太平洋、アフリカ・アラブ諸国、米州の各地域から各1名、女性委員会の代表1名および若年労働者代表1名とする。書記長が議事運営委員会書記を任命する。大会は議事運営委員会の構成を批准することを求められる。

議事運営委員会は、加盟組合および世界執行委員会から提出されたすべての決議案と、決議案に対する修正案の有効性を審査して、大会に報告する。また同一テーマに

ついて二つ以上の決議案が提出されている場合には統合決議案を作成するか、あるいは決議案をリンクさせ、関連づける。そして議事進行のスケジュールと発言者の制限時間を勧告する。

- 2.2 大会は、議事運営委員会の第1回報告と最終的な大会議事日程、議事進行のスケジュールを最初の実質審議の場で承認することを求められる。

緊急決議案以外には、動議、決議案、修正案あるいはいかなる議事も議題に追加することはできないし、大会中に認められることもない。緊急決議案は、規約附則4「決議案」f)の規定により、動議および決議案の提出期限を過ぎたのちに生じた新たな事態に関するものに限られる。このような緊急決議案は、まず議事運営委員会に提出されなければならない。

3. 大会における投票

- 3.1 世界執行委員会は、大会代議員のなかから資格審査委員会を任命し、その構成はPSIの各地域から1名および議長1名とする。書記長が資格審査委員会の書記を任命する。大会は資格審査委員会の構成を批准することを求められる。

資格審査委員会は、**2013年から2017年までの5年間**（または前回の大会以降にPSIに加盟した組合は加盟年月日から）の加盟費納入済み人員数の平均値に基づいて全代表団の資格と投票権を審査し、大会に報告する。加盟費受領期限は、附則4「大会資格審査委員会」c)に基づいて**2017年8月31日**とし、**この日を過ぎてからの支払い**に関しては、代議員数および投票権資格の算出において考慮されない。

- 3.2 投票集計人は、規約にしたがって投じられた投票数を確認するために、加盟組合のオブザーバーのなかから大会によって選出される。

3.3

- a) 大会の投票は、棄権票数にはかかわらず通常は投票権をもつ代議員の挙手（あるいは電子手段）による表決によって単純多数決（たとえば投票総数の半数プラス1票）で採決される。
- b) 規約17条1項の規定にしたがって、規約改正にはすべて大会に代表される加盟費納入済み人員の3分の2以上の賛成を必要とする。大会で代表権を有するメンバーとは、資格審査委員会によって資格を確認されたメンバーである。規約17条2項にしたがって、世界執行委員会は規約改正案を一括提案することができ、大会議長はそれを一括して挙手による表決に付すことができる。

提案されている個々の改正案のどれかについて4つの異なる地域の4カ国以上の加盟組合が組合員数投票¹にかけるとを要求した場合には、大会議長はそのような組合員投票を求める動議を大会にかけて挙手による表決を求める。

¹ PSI 規約附則 4「投票」b)

「採決の始まる前に、少なくとも4カ国の加盟組織が組合員数投票を要求した場合には、大会議長は組合員数投

この動議が採択されると、指摘された個々の改正案は個別に組合員数投票にかけられるが、それ以外の改正案は一括して、大会に代表される加盟組合の3分の2の多数決によって承認されたと大会議長が宣言した場合には、採択されたものとみなされる。

- c) (上で述べられた世界執行委員会提出の規約改正案の場合での以外は) 投票に入る前に、代議員から無記名投票を求める提案が出され、他の国の代議員から支持があった場合は、大会議長は無記名投票の動議を大会に諮り、挙手による表決で決定する。もしこの動議が採択されれば、無記名投票が行われる。
- d) 投票に入る前に、4カ国以上の代議員から組合員数投票の要求が出された場合は、大会議長はこれを大会に諮り、この動議が採択された場合には、直ちに組合員数投票が行われる。組合員数投票は各加盟組合の納入人員数によって決定される。
- e) **PSI規約6条9項、9条1項および10条1項**にしたがって、会長と書記長が大会によって選出される。次のような手順を経て過半数を得た候補者が当選となる。
 - i 2名以上の候補者の指名を受け取った場合には、選挙管理人は、全候補者名を記入した投票用紙を準備させる。この投票用紙は、全出席加盟組合と欠席加盟組合から代理委任を受けている組合に配布され、前回の大会以降、もしくは加盟以降の加盟費納入人員数に基づく投票が行われる。
 - ii 各加盟組合は、選んだ候補者名の欄にはっきりと×印を書き入れ、投票集計人が設ける投票箱にその用紙を入れる。
 - iii 投票用紙の集計は投票集計人が行い、その結果を選挙管理人に連絡し、大会終了時に投票用紙を廃棄するよう手配する。
 - iv 会長、または会長選挙の際には大会副議長のひとりが、投票結果を発表する。もし、投票総数の過半数を得た候補者がいない場合は、高位得票者2名のあいだで2回目の投票を行う。
 - v 第1回、第2回投票のいずれの場合も、投票総数の過半数の得票をした候補者が当選を宣告される。
 - vi 個々の加盟組合の投票内容は非公開で、公表されない。
 - vii 選挙管理人が発行した正式の投票用紙を使用し、はっきりとした記入がなされている場合のみ、投票は投票集計人によって有効とみなされる。投票集計人は、無効票の数を報告しなければならない。

票を求める動議を大会に付して挙手による採決を行う。この動議が採択されれば、組合員数投票が宣せられ、直ちに実行される。組合員数投票は各加盟組合の加盟費納入済み人員数によって決まる」

4. 大会での発言

- 4.1 発言の要請は、発言を希望する代議員の氏名、所属組織および国名と、どの問題あるいは議題に関して発言したいのかを記入して、発言予定のセッションの前のセッション（すなわち発言予定のセッションの直前の半日セッションが終わる）までに、書面で大会議長（もしくは大会議長が指名した人物）に提出する。
- 4.2 会長および書記長は、いつでも発言できる権利を有する。
- 4.3 大会議長は、発言に関して制限時間を設けることができる。大会議長からこれと異なる決定がなされない限りは、以下の制限時間が適用される。
- a) 5分 - 行動プログラム (PoA) の各セクションの紹介
 - b) 3分 - 決議案もしくは修正案の提出者による提案
 - c) 3分 - 手続き規則に関する動議提出、またはそれに対する答弁
 - d) 3分 - 答弁の権利
 - e) 2分 - その他のすべての発言
- 4.3.1 PoA やその他の決議案に組込むことで自らの決議案を取り下げて、その変更を支持する旨の発言の権利を与えられた加盟組合には、3分間を与えられる。
- 4.3.2 発言時間の延長は可能であるものの、大会議長は通常はこれを受け入れない。
- 4.4 大会での公用語は、アラビア語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語、および世界執行委員会が定めるその他の言語とする。これらの公用語を話せない代議員は、発言者か書記局のどちらかが通訳を用意できる場合には、母語で発言してもよい。
- 4.5 討議の延期、休会、議事規則の一時停止に関する疑問、票決を求める動議、大会議長の裁定に対する大会への異議申し立て、および議事手続き・運営に関する動議（上記の規約附則4「投票」または「議事規則」3.3b）など、規約または大会議事規則の他の箇所で言及があるものを除く）は、1名の代議員が口頭で出すことができるが、他の4名以上の代議員の起立によるセコンドがなければならない。それがあった場合には、すべての他の議事に優先してその動議が審議される。大会議長は、動議提出者の発言を許可し、また動議に反対する者一名の発言を許可できる。その後に動議は採決に付される。
- 4.6 大会議長が発言者のリストを打ち切ろうとする場合は、発言者リストにまだ残っている代議員名を大会に知らせなければならない。大会議長は、討議の終了、もしくは残りの発言者の発言時間の短縮をいつでも提案してよい。討議終了時には、討議された議案の提出者あるいは報告者は、討論に対して答弁する権利がある。ただし異議のある発言者がいない場合には、答弁する権利は与えられない。

決議案提出者によって受け入れられた修正案は決議案の一部として討議される。その場合、発言者が反対しない限り修正案は決議案の中に盛り込まれ、修正案が個別に表決に付されることはない。その場合、修正案提出者は決議案提出者のすぐ後に修正案を支持する発言をする権利がある。

- 4.7 大会議長は、規約と議事規則の規定にしたがい、大会の進行を指揮する。大会に対する異議申し立てがなされ、この申し立てが3分の2以上の賛成で採択されない限りは、会長もしくは議長の裁定が最終決定となる。